

犬・猫のふん放置等に関する トラブルが後を絶ちません

市では、飼い犬のふん放置防止のために巡回パトロールの実施や看板を配布・設置するなどの取り組みをしていますが、依然、多数の苦情が寄せられています。苦情の多くは飼い主が、モラルやルールを守れば解消できることばかりです。

今回は犬・猫を飼う上でのルールを一部紹介します。



犬のふん放置の禁止については「久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」の中で、「飼い主は、公園、

広場、道路、河川その他公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等に、当該飼い犬のふんを放置してはならない（第8条）」と規定しています。また、同条例では『飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、当該飼い犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない（第6条）』と、飼い主の責務についても触れています。

ふんを放置すると、2万円以下の過料に処せられる場合もあります。



猫については「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（環境省告示第37号）」の中で、「ねこの所有者等は、

周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること」といった基準が示されています。また、猫の健康と安全保持の観点から、屋内飼養に努めることや、屋内飼養によらない場合は、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じることなども明記されています。

同基準では、犬・猫を含む家庭動物全般について『所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること』とあります。

生活に潤いを与えるはずのペットが原因でご近所とトラブルを引き起こさないためにも、飼い主の皆さんのより一層のマナー向上が求められています。

問合せ 環境保全課環境衛生係（内線2843）／各総合支所環境経済課（菖蒲・内線250／栗橋・内線241／鷺宮・内線224）

『久喜市路上喫煙の防止に関する条例』が 平成24年4月1日に施行されます

この条例は、路上等の喫煙において、マナーが守られていないことによりさまざまな問題が生じていることから、路上喫煙の防止に必要な事項を定めることにより、喫煙マナーおよび環境美化意識の向上を図り、市民等の安全で快適な生活環境を確保するために制定されました。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

なお、市が指定した路上喫煙禁止区域内で路上喫煙をすると過料が科せられる場合があります。当該禁止区域の指定箇所は、決定次第お知らせします。

今後は、駅前広場への横断幕や看板等の設置、街頭活動により条例の周知啓発を行ってまいります。

問合せ 環境保全課環境衛生係（内線2843）

農業用廃プラスチック収集日のお知らせ （栗橋・鷺宮地域）

久喜市栗橋・鷺宮地域廃プラスチック処理運営協議会では、環境保全のため農業用廃プラスチックのリサイクルに努めています。

搬入するときは、泥等の汚れを落とし、異物、異素材（ハトメ、マイカー線など）の混入を避けて、分別してください。なお、劣化したもの、分別されていないもの、汚れがひどいもの、規定の大きさに梱包されていないものについては、受け入れをお断りすることがあります。

収集日および場所（栗橋地域）

- 平成24年1月19日（木） 13時30分～15時30分
- JA埼玉みずほ豊田倉庫（鷺宮地域）

- 平成24年1月19日（木） 9時～11時30分
- JA埼玉みずほ桜田支店
- 平成24年1月20日（金） 9時～11時30分
- JA埼玉みずほ葛梅倉庫

搬入できる方 栗橋・鷺宮地域の方

負担金 硬質系ポリエチレン 1キログラムにつき9・5円（税込み）

問合せ 久喜市栗橋・鷺宮地域廃プラスチック処理運営協議会事務局（JA埼玉みずほ桜田支店内） ☎59・0001